

平成28年度第1回 埼玉中部資源循環組合

ごみ処理施設等建設検討委員会 次第

日 時 平成28年11月16日(水)
午前10時から
場 所 吉見町福社会館 2階会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 議 題

(1) 建設検討委員会委員長及び副委員長の選任について

(2) 諮問書の受理について

(3) 建設検討委員会の運営について

(4) 施設整備基本計画(素案)について

5 その他

第2回建設検討委員会 12月 日() 時から

6 閉 会

埼玉中部資源循環組合

ごみ処理施設等建設検討委員会委員名簿

(敬称略)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会名誉会長	テラ シマ ヒシ 寺 嶋 均	第1号該当
2	芝浦工業大学教授 システム理工学部環境システム学科	マツ ムラ タカシ 松 村 隆	第1号該当
3	東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長	オ ノ ザワ タダ ヨシ 小ノ澤 忠義	第1号該当
4	東松山市議会議員	オオ ヤマ シン カズ 大 山 義 一	第1号該当
5	桶川市議会議員	イチ カワ コウ ソウ 市 川 幸 三	第1号該当
6	滑川町議会議員	ハセガワ トモ オウ 長谷川 元 夫	第1号該当
7	嵐山町議会議員	ナガ シマ ケニ オウ 長 島 邦 夫	第1号該当
8	小川町議会議員	シマ ザキ タカ オウ 島 崎 隆 夫	第1号該当
9	川島町議会議員	イ ノ テツ ヤ 飯 野 徹 也	第1号該当
10	吉見町議会議員	イワ サキ ツトム 岩 崎 勤	第1号該当
11	ときがわ町議会議員	ウリ タ キヨシ 瓜 田 清	第1号該当
12	東秩父村議会議員	タ ナカ ヒデ オウ 田 中 秀 雄	第1号該当
13	飯島新田地区代表	タ ジマ シル 田 島 實	第2号該当
14	江和井地区代表	ミヤ ザワ マサ トシ 宮 澤 正 紀	第2号該当
15	芝沼地区代表	シ ミズ カズ アキ 清 水 和 明	第2号該当

※備考は埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会条例第2条各号

事務局

事務局長	根 岸 正 己	総務課係長	岩 野 浩 明
総務課長	戸 口 好 久	総務課主任	石 川 大 輔
施設課長	中 野 欽 章	施設課主任	久 保 島 賢
施設課長補佐兼 施設課係長	朝 香 学	施設課主事	清 水 雅 也



埼中資循施発第 35 号
平成 28 年 11 月 16 日

埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等
建設検討委員会委員長 様

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美



諮 問 書

埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会規程第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。

記

諮問事項

1. 施設整備基本計画（素案）について

諮問理由

東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の 2 市 5 町 1 村は、4 つの団体において可燃ごみ処理を行っていますが、いずれの施設も老朽化が進み、新しいごみ処理施設を早期に整備する必要があります。一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化、コスト縮減等の観点から広域化が求められています。

この様な状況の中で、8 市町村は平成 27 年 4 月 1 日に埼玉中部資源循環組合を設立し、また、平成 27 年 12 月 1 日には川島町を加え、共同でごみ処理を行うことについて事業を進めてまいりました。

新しい施設をごみの焼却処理から発生するエネルギーを有効活用する「一般廃棄物処理熱回収施設」として整備するとともに、その周辺に、エネルギーを活用した健康増進施設、産業振興に資する施設等を整備する「一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業」として推進することとしました。

事業の推進にあたっては、長期的、総合的視点に立った計画的なごみ処理推進のための基本方針である施設整備基本計画が必要であります。

つきましては、これらの状況を踏まえつつ、諮問事項についてご検討いただきたく諮問いたします。

構成市町村からの意見・要望等について

平成28年11月1日より、構成市町村へ施設整備基本計画（素案）について意見照会を行った。

その際に、下記について意見があったため、施設整備基本計画（素案）に付議するものである。

項目 3.処理方式の検討

- ・平成27年度においてバイオガス化施設整備事業実施可能性調査を行った。
施設整備基本計画（素案）の検討を行う際に調査結果も併せて検討を行うべきである。

別添、バイオガス化施設整備事業実施可能性調査概要版参照

埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会条例第7条の規定に基づき、埼玉中部資源循環組合ごみ処理施設等建設検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉中部資源循環組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、調査研究及び検討し、管理者に報告する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要により関係職員の出席を求めることができる。

(部会)

第4条 委員会は、専門事項について調査研究の必要があるときは、部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員長が委員会に諮り、管理者が委嘱する。

3 オブザーバーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、管理者が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認める場合又は公益上必要があると認める場合であって、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

傍聴については、埼玉中部資源循環組合議会傍聴規則を準用するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成28年11月～平成29年3月 埼玉中部資源循環組合施設整備基本計画スケジュール(案)

平成28年11月16日 埼玉中部資源循環組合作成

区 分	10月			11月			12月			1月			2月			3月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
埼玉中部資源循環組合			10/31(月) 幹事会	意見照会	11/16(水) 管理者より 諮問						1/17(火) 幹事会	1/27(金) 正副管理者 会議					
建設検討委員会		【諮問】 ①施設整備基本計画(素案)			11/16(水) 第1回		12/8(木)	・検討委員会、地元、パブリックコメント の意見を協議し基本計画(案)を作成			1/12(木)	【報告】 ①施設整備基本計画(案)					
地元説明会等						※地区別 説明会										基本計画の 説明会	
備考									パブリックコメント				1/31(火) 組合議会報告				パブリックコメントの公表

施設整備基本計画(素案)から(案)への流れについて

H28.11.16 埼玉中部資源循環組合作成

